

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制について

令和3年3月に策定した「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（いきいき安心プラン）」は、令和5年度が3か年の計画期間の最終年度となります。現計画の進捗状況を踏まえ、次期計画の策定作業を進めます。

1. 計画の根拠法令

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づき3年に1度策定するものです。

○老人福祉法（抄）

（市町村老人福祉計画）

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

○介護保険法（抄）

（市町村介護保険事業計画）

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

2. 計画策定に係る基本的な考え方

※第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（厚生労働大臣告示）のポイント（案）より

（1）介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みについて、サービス提供事業者を含め地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

（2）地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであ

- り制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
 - ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

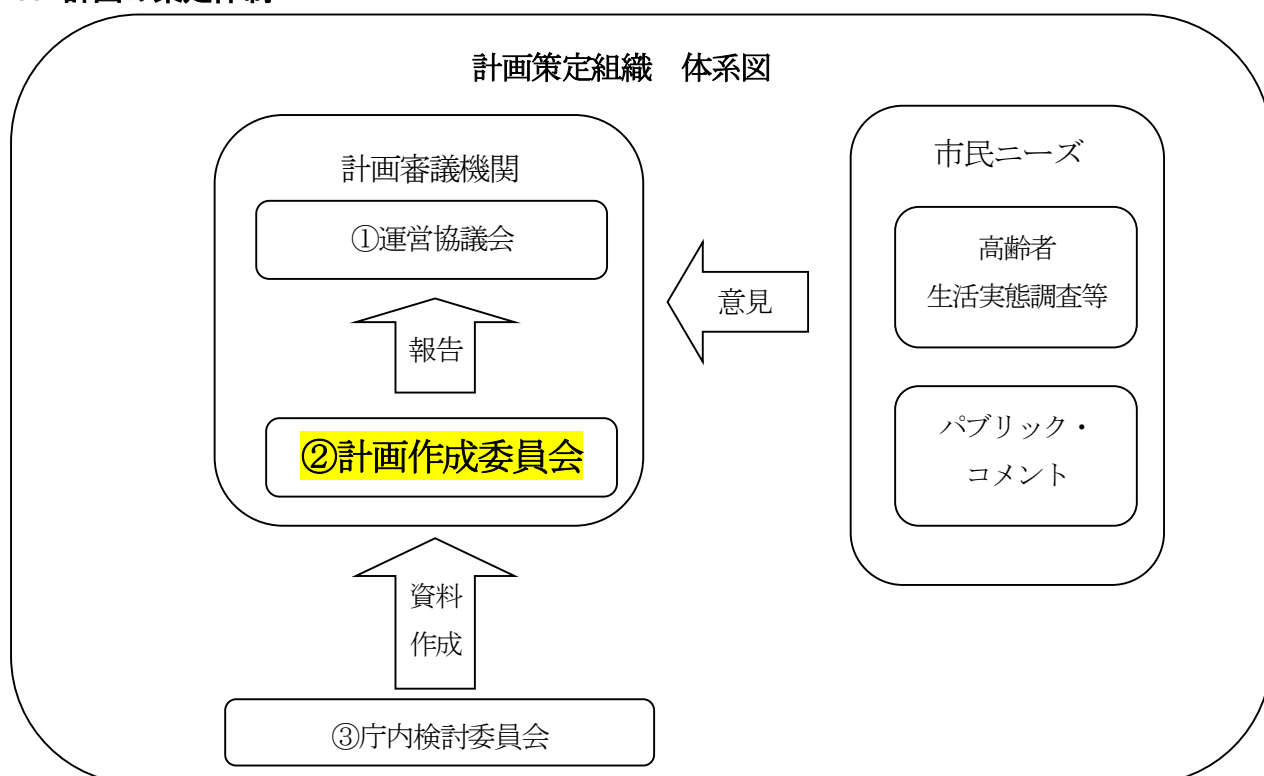
(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

3. 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年となります。

4. 計画の策定体制



○庁内の関係部局で構成する「船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画③庁内検討委員会」で計画に関する資料等を作成します。

○保健・医療・福祉の専門家、市民の代表、利用者と直接接している事業者の代表等で構成する「船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画②作成委員会」で審議・検討を行い、計画案を取りまとめて「船橋市①介護保険事業運営協議会」に報告します。

5. 住民意見の反映

高齢者生活実態調査（令和4年12月実施）の集計結果や計画案に対するパブリック・コメントで得られた意見を計画に反映させます。

6. 今後のスケジュール（予定）

庁内検討委員会	全3回
★計画作成委員会	全4回
介護保険事業運営協議会	全3回
パブリック・コメント	令和5年12月中旬～令和6年1月中旬
計画策定	令和6年3月